

○ヤマザキ動物看護専門職短期大学教育課程連携協議会規程

平成 31 年 4 月 1 日

制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則第 5 条第 2 項に定めるヤマザキ動物看護専門職短期大学教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の構成員)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) ヤマザキ動物看護専門職短期大学長（以下「学長」という。）が指名するヤマザキ動物看護専門職短期大学（以下「本学」という。）の教員その他の職員
- (2) 動物看護師、グルーミングサロン、ペットショップ又はその他の動物関連産業に係る職業に就いている者又はこれらの職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動する関係者であって当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (4) 臨地実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者
- (5) 本学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 前条各号に規定する者の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(議長)

第 4 条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、構成員の互選により選出するものとする。
- 3 議長は、協議会を招集し、協議会を主宰する。

(審議事項)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(協議会の開催)

第6条 協議会の開催は、過半数の構成員の出席を必要とする。

2 議長が必要と認める場合、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議結果の報告)

第7条 協議会で審議した事項に関しては、その結果または経過を学長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改正及び廃止は、協議会及び教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から制定施行する。